

斜里町国民健康保険病院 入院セットレンタル提供業務委託事業
公募型プロポーザル実施要領

斜里町国民健康保険病院（以下「当院」という）。において建物の一部を借り受け、入院時に必要となる寝衣類、タオル、日用品や紙おむつ等の患者や負担となる物品（以下、「入院セット」という。）を提供する事業者（以下、「事業者」という。）について公募型プロポーザルにより選定する。

1. 業務概要

- (1) 業務名：斜里町国民健康保険病院 入院セットレンタル提供業務委託事業
- (2) 業務内容：別紙「斜里町国民健康保険病院 入院セットレンタル提供委託事業仕様書」のとおり
- (3) 履行予定期間：令和6年2月1日（予定）から令和9年3月31日までとする。
但し、期間満了の3ヶ月前までに当院と事業者からの書面による期間満了の意思表示がない場合は、1年単位で令和11年3月31日まで事業期間を延長できるものとします。
- (4) 履行場所：斜里町国民健康保険病院内
《参考》有効病床数 95床（一般55床・療養40床）
一日あたりの平均入院患者数 59人（令和4年7月～令和5年6月平均実績）

2. 実施手順 業者選定までの実施手順は、以下のとおりです。

| 内容 | 日程 |
|----------------------|--|
| 募集要項等の配布 | 令和5年10月16日（月）～10月25日（水） |
| 参加申込書の受付期間 | 令和5年10月16日（月）～10月27日（金） |
| 参加者からの質疑受付期間（参加者→当院） | 令和5年10月16日（月）～10月25日（水） |
| 質疑に関する回答 | 令和5年10月16日（月）～10月25日（水） 随時回答する予定です。 |
| 参加資格確認結果等通知 | 令和5年10月27日（金） |
| 企画提案書等の提出期限 | 令和5年11月6日（月） |
| 提案内容への質疑期間（当院→参加者） | 令和5年11月9日（木） |
| 提案内容への質疑及び回答 | 令和5年11月10日（金） 随時回答ください。 |
| 結果通知 | 令和5年11月17日（金） |

※スケジュールはあくまで予定であり変更となる場合があります。

3. 応募資格

このプロポーザルに参加資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者としてします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 本業務を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務状況にあること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づく再生手続開始決定がなされている場合を除く。
- (4) 民事執行法（昭和 54 年 3 月 30 日法律第 4 号）による差押等金銭債権に対する強制執行、もしくは国税、地方税その他公課について滞納処分 of 執行を受け支払いが不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全の請求が常態となったと認められる者でないこと。
- (5) 公告日現在において、国税及び地方税を滞納していない者。
- (6) 実施要領の配布の日から提案書の提出の期間までに、斜里町が措置する指名停止の処分を受けていないこと。
- (7) 洗濯物は「平成 5 年 2 月 15 日指第 14 号厚生省健康政策局指導課長通知」に定める衛生基準、クリーニング業法に定める衛生基準に従い、適正に処理するものとする。
- (8) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ① 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者。
 - ② 暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。
 - ③ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者。
 - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的、若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者。
 - ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

4. 参加申込

- (1) 提出期限 令和 5 年 10 月 27 日（金）17 時まで
- (2) 提出書類
 - ① 参加申込書（様式第 1 号）
 - ② 誓約書（様式第 2 号）

- a.商業登記簿謄本
- b.納税証明書
- c.直近過去2年間の貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書等の経営実績がわかる書類*公的機関が発行する書類は、3ヶ月以内に発行されたもの
- d.会社の概要※様式は問いません。パンフレット等あれば添付すること。

5. 質問書及び質問に対する回答

- (1) 質問方法 : 質問書(様式第3-1号)に質問事項を記載のうえ、電子メール等により「11. 担当課」まで提出してください。
- (2) 提出期限 : 令和5年10月25日(水)17時まで
- (3) 質問に対する回答方法 : 随時電子メールまたはFAXで回答する。なお、提案書に関する質問については、当院のホームページに掲載(質問者名は除く)することとする。質問事項が重複していると当院が判断した場合は、整理して回答する。本件の趣旨から離れている質問へは回答しない。

6. 企画提案書等の提出

- (1) 提出期限 令和5年11月6日(月)17時まで
- (2) 提出書類等
 - ①企画提案書
 - 1) 企画提案書の様式は問いません。
 - 2) A4版(長辺綴じ)横書きとする。
 - 3) 提案書に記載する文字は日本語、文字の大きさは10.5~14ポイントとし、書体は任意とする
 - 4) 意とする
 - 5) 必要に応じ関連する提案事項を追加することができるものとする。
 - 6) 提出書類の造語、略語等は、一般的な用語等を用いて初出の箇所に定義を記述すること。
 - 7) 企画提案書の内容は、主に本要領「9 選定基準」の「(2) 審査の基準」で示した評価項目「1 実施体制」「2 サービスの提供内容」「3 安全対策」「4 実績及び企業姿勢」に関する内容とすること。
 - ②見積書(様式第4号)(会社の代表者印を押印してください。)
 - 1) 利用者との契約金額について、基本セットプランと各オプションの一日あたりのレンタル価格及びオプションシューズ販売価格を見積りすること。但し、事業実施にあたり発生する当院へ支払う事務手数料は、レンタル単価に含んでください。
 - 2) 価格は消費税及び地方消費税込みとすること。
 - 3) 当院への事務手数料については、受領した利用料の総額の5%に相当する額を支払うものとする。ただし手数料率は、業者決定後に相談の上最終決定とする。

③使用物品

使用物品のサンプル一式

(4) 提出部数等

①企画提案書：正本 1 部、副本 6 部

また、電子データを記録した USB 等の電子媒体を 1 部提出すること。

②見積書：正本 1 部のみ押印し、副本 6 部は複写可

③使用物品：使用物品のサンプル。ただし同一物のサイズ違い、色違いは任意の一点で可。

(5) 提出先

「1 2. 担当課」まで提出してください。

(6) 提出方法

「1 2. 担当課」へ持参または郵送（ただし、持参の場合は、土曜・日曜・祝日以外の 9 時から 17 時までとする）。

7. 提案内容への質疑及び回答方法

(1) 質問方法：質問書（様式第 3-2 号）に質問事項を記載し、電子メール等により参加者へ質問します。

(2) 回答期限：令和 5 年 11 月 10 日（金）17 時まで

(3) 質問に対する回答方法：随時電子メール等で回答ください。

8. 参加辞退

参加資格確認結果通知書を受領した者が、それ以降の参加を辞退する場合は、辞退届（様式第 5 号）提出して下さい。

9. 選定基準

(1) 選定方法

業者の選定にあたっては、下記（2）の選定基準に基づき、企画提案書及び使用物品サンプル一式の提出内容を「斜里町国民健康保険病院 入院セットレンタル提供業務委託事業公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）」において審査します。各審査委員が独立して評価点を算出し、その評価点の合計値で受託予定者（及び次点者）を選定します。当該委員会の審査結果で評価点が 6 割以上かつ最高点を獲得した者を本業務の受託予定者として決定することとします。なお、最高点者が 2 者以上であった場合は、審査委員会の合議により受託予定者を特定するものとし、提案事業者が単独の場合は、評価点の合計が 6 割以上である場合、受託予定者として決定することとします。

(2) 審査の基準

斜里町国民健康保険病院 入院セットレンタル提供業務委託事業に係る業者選定基準に基づき、下記の評価項目に関し審査を行います。

《評価項目》

| 評価項目 | | | 配点 | |
|------|-----------|--|------|----|
| 1 | 実施体制 | ・ 利用者の契約手続きから、物品供給、在庫管理、利用者からの集金に至るまでの業務工程が確立されているか。 | (10) | 30 |
| | | ・ 担当者の配置について、適切に業務を実施できる人数及び業務時間、日数であるか。配置しない場合は、円滑に業務を実施できる体制か。 | (10) | |
| | | ・ 利用者からの問い合わせや苦情対応の体制が確保されているか。 | (5) | |
| | | ・ 入院セット導入に係るスケジュールは、円滑な導入が可能なものか。 | (5) | |
| 2 | サービスの提供内容 | ・ 仕様書に基づいた内容になっているか。 | (5) | 50 |
| | | ・ 利用者にとって分かりやすく、利用しやすい内容になっているか。 | (10) | |
| | | ・ 利用者が利用しやすい料金設定となっているか。 | (10) | |
| | | ・ 当院に支払う事務手数料は適切にシュミレーションされているか。 | (5) | |
| | | ・ 緊急利用時の取り扱いについて定められているか。 | (5) | |
| | | ・ 病院職員の負担が軽減されるような内容になっているか。 | (10) | |
| | | ・ その他のアピールポイントなど。 | (5) | |
| 3 | 安全対策 | ・ 災害、事故又は感染症発生時の業務体制が確立されているか。 | (5) | 10 |
| | | ・ 衛生面及び洗濯品質を考慮した安心できる洗濯工場か。 | (5) | |
| 4 | 実績及び企業姿勢 | ・ 安定した経営状態か。 | (5) | 10 |
| | | ・ 過去の業務実績について。 | (5) | |
| 合計 | | | 100 | |

(4) 選定結果の通知

選定結果は、令和5年11月17日（金）に提案者全員に文書により通知します。

(5) 選定後の手続き

企画提案書の内容を業務仕様書に盛り込んだうえ、契約を締結します。仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、業務受託予定者と当院との協議により、必要に応じて内容を変更したうえで契約を締結するため、提案された内容及び見積額から変更となる場合があります。

なお、協議が整わない場合は選定結果を無効とする場合があります、次点者と交渉する場合があります。

10. その他

(1) 次のいずれかに該当する場合は失格とする

- ① 「3. 応募資格」に定めた資格が備わっていないとき。
- ② 複数の企画提案書等を提出したとき。
- ③ 提出のあった企画提案書等が記載上の注意事項に示めされた内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- ④ 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- ⑤ 提出期限までに提出物（提案書・物品サンプル）が整わなかったとき。
- ⑥ そのほか不正な行為があったとき。

(2) 契約の不締結

受託者決定後、契約締結までの間に、受託者について次の①から③までに該当する事由があると認められたときは、契約を締結しないものとする。

- ① 「3. 応募資格の（8）の①～⑤」に該当する者であると認められた時。
- ② 営業活動に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が、「3. 応募資格の（8）の①～⑤」に該当することを知らずながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ③ この業務の履行に係る下請契約等において「3. 応募資格の（8）の①～⑤」のいずれかに該当する者を相手方とした場合において、（上記②に該当する場合を除く。）当院が下請け契約等の解除を求め、これに従わなかったとき。

(3) 契約の解除

契約締結後、契約者について「10. その他の（2）①～③」のいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、延滞なくその旨を当院に報告せず、若しくは警察に届け出がなかったと認められるときは、契約を解除することがある。この場合は、契約者は当院に生じた損害を賠償しなければならない。

11. 特記事項

- (1) 今回の提案にかかる一切の費用は、参加者の負担とします。
- (2) 提出のあった提案書や物品等は、返却いたしません。なお、提出のあった提案書等は、選定以外の目的には使用しないものとします。ただし当院が必要と認めた場合は提出書類等の内容を無償で使用できるものとします。
- (3) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めません。
- (4) 審査経緯およびその内容に関しての問い合わせには応じません。また、選定に関する異議申し立ては一切受け付けません。
- (5) 個人情報及び業務上知り得た秘密は、決して外部へ漏らさないこと。
- (6) 現場確認等を希望する場合は、「12. 担当課」に問い合わせること。ただし、参加申込書受付期日（令和5年10月27日(金)）以降は対応できません。

(7) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている設備等を使用することにより生ずる責任は、原則としてプロポーザル参加者が負うこととします。

12. 担当課

〒099-4117

北海道斜里郡斜里町青葉町41番地

斜里町国民健康保険病院 事務部 医事係

TEL 0152-23-2102

Mail shari-kokuho@town.shari.hokkaido.jp